区域外就学について

糸満市以外の市町村に住所がある児童生徒を糸満市立の学校に通わせたい場合、相当の理由があれば保護者の申し立てにより、市外に住所があっても糸満市内の学校に通学することができます。

保護者から申し立てがあった場合、下記の「区域外就学許可基準」に照らし合わせ、該当すると認められた場合は、通学する学校の変更を許可します。

② 区域外就学とは・・・糸満市外に住所があり、糸満市内の学校へ通学すること。

区域外就学許可基準

すべての区分において、通学に支障がないこと及び児童・生徒の通学上の安全面については、 保護者が責任を持つものとする。

基準表

分 類	許 可 内 容	学 年	許可期間	添付書類
転校延期	学年途中に転出した場合	全学年	学年末まで	申請書 住民票謄本(住民異動届で も可)
転入予定	家屋の新改築及び借家等へ転入予定の場合	全学年	入居するまで	申請書建築確認申請書の写し等
兄弟関係	兄弟が区域外就学を許可 された場合	全学年	当該兄弟が 同一校に在 籍中	申請書
その他	上記以外で、児童生徒及び保護者にとって、住所の存する市町村の学校への通学が極めて負担になることが予測される場合	全学年	左記の理由が存する期間	申請書 理由を証明する書類(校長 の意見書·診断書等)